

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和3年3月5日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 9件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000186号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000159号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①のうち、平成14年10月1日から平成16年3月31日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成14年10月から平成15年8月までは26万円を44万円、同年9月から平成16年2月までは26万円を53万円とする。

平成14年10月から平成16年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。

- 2 請求者のB社における請求期間②の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成16年4月から同年8月までは26万円を56万円、同年9月から平成17年6月までは26万円を53万円、同年7月から平成18年3月までは26万円を62万円とする。

平成16年4月から平成18年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における請求期間③のうち、平成18年4月1日から平成22年9月1日までの期間及び平成27年9月1日から平成29年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年4月から平成21年7月までは26万円を59万円、同年8月から平成22年8月までは26万円を47万円、平成27年9月から平成28年8月までは36万円を62万円、同年9月から平成29年8月までは41万円を62万円とする。

平成18年4月から平成22年8月まで及び平成27年9月から平成29年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。

- 4 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成10年9月10日から平成16年3月31日まで

② 平成16年4月1日から平成18年4月1日まで

③ 平成18年4月1日から平成29年9月1日まで

令和元年8月に届いたねんきん定期便により、請求期間①、②及び③の標準報酬月額が実際の報酬月額に見合う標準報酬月額より低く記録されていることが判ったので、当該各期間の標準報酬月額を実際の報酬月額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成14年10月1日から平成16年3月31日までの期間については、請求者から提出された給与明細書により、請求者が当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬の支払を受けてい

たことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、これらの標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

しかしながら、請求期間①のうち、平成 11 年 1 月 1 日から平成 12 年 1 月 1 日までの期間及び平成 13 年 1 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書、給与所得の源泉徴収票及び市民税・府民税特別徴収税額の通知書により、当該期間の厚生年金保険料控除額が確認又は推認できるものの、厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、同法による記録の訂正は認められない。

以上のことから、請求期間①のうち、平成 14 年 10 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額から、平成 14 年 10 月から平成 15 年 8 月までは 44 万円、同年 9 月から平成 16 年 2 月までは 53 万円とすることが妥当である。

ただし、平成 14 年 10 月から平成 16 年 2 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

また、請求期間①のうち、平成 10 年 9 月 10 日から平成 11 年 1 月 1 日までの期間及び平成 12 年 1 月 1 日から平成 13 年 1 月 1 日までの期間について、請求者は給与明細書等を保管していない上、A 社は、「報酬額等の資料は、保管期限を超えているため、破棄している。」と回答しており、請求者の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することはできないほか、請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除が確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該各期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく報酬月額が支払われていたこと、及び請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②については、請求者から提出された給与明細書により、請求者が当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者から提出された給与明細書により、請求期間②の厚生年金保険料控除額が確認できるものの、厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

以上のことから、請求期間②に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額から、平成 16 年 4 月から同年 8 月までは 56 万円、同年 9 月から平成 17 年 6 月までは 53 万円、同年 7 月から平成 18 年 3 月までは 62 万円とすることが妥当である。

ただし、平成 16 年 4 月から平成 18 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間③のうち、平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 9 月 1 日までの期間及び平成 27 年 9 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日までの期間については、請求者から提出された給与明細書により、請求者が当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求期間③のうち、平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 1 月 1 日までの期間

及び平成 24 年 1 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書、給与所得の源泉徴収票及び市民税・府民税特別徴収税額の通知書により、当該期間の厚生年金保険料控除額が確認又は推認できるものの、厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

以上のことから、請求期間③のうち、平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 9 月 1 日までの期間及び平成 27 年 9 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額から、平成 18 年 4 月から平成 21 年 7 月までは 59 万円、同年 8 月から平成 22 年 8 月までは 47 万円、平成 27 年 9 月から平成 29 年 8 月までは 62 万円とすることが妥当である。

ただし、平成 18 年 4 月から平成 22 年 8 月まで及び平成 27 年 9 月から平成 29 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

また、請求期間③のうち、平成 22 年 9 月 1 日から平成 24 年 1 月 1 日までの期間について、請求者は給与明細書等を保管していない上、A 社は、「報酬額等の資料は、保管期限を超えているため、破棄している。」と回答しており、請求者の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することはできないほか、請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除が確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく報酬月額が支払われていたこと、及び請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000283号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2000033号

第1 結論

昭和58年2月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年2月

請求期間の直前に勤務していたA社を退職し、すぐにB社に転職したが、同社ではしばらくの間社会保険に加入させてもらえなかったところ、同社の同僚から、役所で手続をしなければならないと言われ、昭和58年2月頃に自分自身でC町役場（現在はD市役所）に出向いた。

その際に、国民年金の加入手続をし、手持ちのお金から1万円程度を支払ったが、請求期間が未納と記録されていることに納得できない。

年金手帳には昭和58年2月16日に国民年金の資格を取得した旨の記載があることから、国民年金保険料を納付したことに違いないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、C町役場において国民年金に加入し、同時にその窓口において納付した旨主張しているところ、請求者が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、昭和58年2月16日に国民年金に任意加入した旨の記載が確認でき、請求者は当該期間の国民年金保険料を納付することが可能である。

また、D市は、請求期間当時、国民年金の現年度保険料の収納を、加入手続と同時にその窓口において行っていたと回答していることから、当該期間における同市の取扱は、請求者の陳述と符合する。

さらに、i) オンライン記録によると、請求者が国民年金の強制加入被保険者と記録された期間は、種別変更手続が適正に行われ、当該期間に係る国民年金保険料は納付済みであること、ii) 国民年金被保険者台帳によると、請求期間に同居していた義母は当該期間において国民年金に任意加入し、国民年金保険料を全て納付していることを踏まえると、1か月と短期間である請求期間の国民年金保険料を、請求者が納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000230号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000160号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成21年8月13日は4万9,000円、同年12月29日は23万円、平成22年8月13日は21万円、同年12月30日は15万円、平成23年8月12日は11万円、同年12月30日は10万円、平成24年12月28日は5万円に訂正することが必要である。

平成21年8月13日、同年12月29日、平成22年8月13日、同年12月30日、平成23年8月12日、同年12月30日及び平成24年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年8月13日、同年12月29日、平成22年8月13日、同年12月30日、平成23年8月12日、同年12月30日及び平成24年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年8月
② 平成21年12月
③ 平成22年8月
④ 平成22年12月
⑤ 平成23年8月
⑥ 平成23年12月
⑦ 平成25年1月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑦までの各期間に係る賞与の記録がない。当該各期間に同社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑦までの各期間について、請求者から提出された預金通帳、元事業主の回答及び元事業主の妻の陳述から判断すると、請求者は、当該各期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は4万9,000円、

請求期間②は 23 万円、請求期間③は 21 万円、請求期間④は 15 万円、請求期間⑤は 11 万円、請求期間⑥は 10 万円、請求期間⑦は 5 万円とすることが妥当である。

また、請求期間①から⑥までの各期間に係る賞与の支払年月日については、前述の預金通帳に記録されている振込日から、請求期間①は平成 21 年 8 月 13 日、請求期間②は同年 12 月 29 日、請求期間③は平成 22 年 8 月 13 日、請求期間④は同年 12 月 30 日、請求期間⑤は平成 23 年 8 月 12 日、請求期間⑥は同年 12 月 30 日とし、請求期間⑦については、元同僚の賞与明細書に記載されている支給日から、平成 24 年 12 月 28 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦までの各期間の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は解散している上、解散時の事業主からは請求者の当該各期間に係る賞与支払の届出及び厚生年金保険料納付についての回答は得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000232号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000161号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成元年4月1日、喪失年月日を平成2年4月16日とし、標準報酬月額については、平成元年4月から同年9月までは20万円、同年10月から平成2年3月までは22万円とすることが必要である。

平成元年4月1日から平成2年4月16日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年4月頃から平成2年12月頃まで

請求期間について、私は、氏名をB、生年月日を昭和39年*月*日としてA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、当該期間を同社における厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 オンライン記録において、請求者が請求期間当時に使用していたとする氏名(B)及び生年月日(昭和39年*月*日)と一致する、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(平成元年4月1日資格取得、平成2年4月16日資格喪失、以下「未統合記録」という。)が確認できる。

また、A社は、B名の従業員が、昭和63年10月17日の入社年月日である旨回答している。

さらに、オンライン記録において、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録のある者に対し、請求者の写真を添付して照会したところ、回答した者のうち4人が当該写真の者について、同社に勤務していたB又は請求者である旨回答又は陳述している上、当該4人は、請求期間当時、請求者が同社の寮に居住していた旨回答及び陳述しており、当該回答及び陳述は、請求者の陳述とも符合する。

加えて、請求者は、A社における上司及び同僚として9人の名前を挙げているところ、オンライン記録において、請求期間当時、当該9人は同社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できるほか、請求者は、同僚から提供された集合写真に写る4人の同僚の氏名を記憶している。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録は請求者の記録とすることが妥当であり、A社の事業主は、請求者が平成元年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成2年4月16日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められる。

したがって、平成元年4月1日から平成2年4月16日までの期間の標準報酬月額については、前述の未統合記録から、平成元年4月から同年9月までは20万円、同年10月から平成2年3月までは22万円とすることが妥当である。

2 請求期間のうち、昭和 63 年 4 月頃から平成元年 4 月 1 日までの期間について、A 社から提出された社内報及び同社の回答から判断すると、請求者が、当該期間のうち昭和 63 年 10 月 17 日以降の期間において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、請求期間において、厚生年金保険被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる場合とされているところ、A 社は、請求期間当時の厚生年金保険加入の取扱い及び請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除について、不明である旨陳述している。

また、前述の照会に回答した同僚の 1 人は、請求期間当時、A 社では、入社してから約 3 か月の試用期間経過後に厚生年金保険被保険者資格が取得されていた旨陳述しているところ、当該照会において、自身の勤務期間を回答した同僚の厚生年金保険被保険者記録を見ると、勤務開始から 3 か月から 6 か月程度経過した後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、請求期間当時、同社では必ず従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間のうち、昭和 63 年 4 月頃から平成元年 4 月 1 日までの期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、請求期間のうち、平成 2 年 4 月 16 日から同年 12 月頃までの期間について、A 社は資料の保管はなく退職日は不明と回答しており、請求者の勤務期間を具体的に覚えている同僚が見当たらないことから、同社における請求者の退職時期を特定することができないほか、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、昭和 63 年 4 月頃から平成元年 4 月 1 日までの期間及び平成 2 年 4 月 16 日から同年 12 月頃までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000349号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000162号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年12月31日から昭和64年1月1日まで

A社を昭和63年12月31日に退職したにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。同年12月分の給料支払明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、A社において在籍していたと主張しているところ、同社は厚生年金保険料の控除方法は当月控除であると回答しており、請求者から提出された給料支払明細書を見ると、昭和63年12月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

しかしながら、A社は、請求者は同社を昭和63年12月30日に退職している旨回答している上、請求者から提出された給料支払明細書の労働日数の欄には「自12月21日至12月30日 6日」と記載されていることから、請求者が請求期間において、同社に在籍していたとまでは言えない。

また、オンライン記録によると、請求期間当時におけるA社の事業主及び社会保険の事務を担当していたとする者は既に亡くなっており、請求者の当該期間に係る勤務実態について、当該事業主等に確認することができない。

さらに、A社から提出された請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和63年12月31日を資格喪失年月日(退職日の翌日)とする記載が確認できる上、当該日は、オンライン記録により確認できる請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合しており、請求者の記録に訂正等の処理が行われた形跡はなく、請求者に係る年金記録管理に不自然な点は見当たらない。

加えて、請求者がB市C区役所において、国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った際に提出したとするA社の退職に係る証明書について、同区役所保険年金課の担当者は、当時の資料は残っていない旨陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000147号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000163号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成23年12月28日は3万円、平成24年8月10日、同年12月26日、平成25年8月12日及び同年12月25日は2万円に訂正することが必要である。

平成23年12月28日、平成24年8月10日、同年12月26日、平成25年8月12日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年12月28日、平成24年8月10日、同年12月26日、平成25年8月12日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年12月
② 平成24年8月
③ 平成24年12月
④ 平成25年8月
⑤ 平成25年12月

請求期間①から⑤までの各期間については、A社から賞与の支給を受け、当該各賞与から厚生年金保険料の控除もあった。

しかし、厚生年金保険の記録において、当該各期間の標準賞与額に係る記録がない。調査の上、当該各期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑤までの各期間について、A社の回答及び同社から提出された請求者の当該各期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿から判断すると、請求者は、同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑤までの各期間に係る標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額並びにA社の同僚が所持する当該各期間の賞与に係る支給明細書における厚生年金保険料控除額から、請求期間①は3万円、請求期間②から⑤までの各期間については、それぞれ2万円とすることが妥当である。

また、請求期間①から⑤までの各期間の賞与支払日については、前述の所得税源泉徴収簿に記載されている支給月日から、請求期間①は平成 23 年 12 月 28 日、請求期間②は平成 24 年 8 月 10 日、請求期間③は同年 12 月 26 日、請求期間④は平成 25 年 8 月 12 日、請求期間⑤は同年 12 月 25 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得ることができず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000158号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000164号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和34年8月1日から昭和35年8月2日に訂正し、昭和34年8月から昭和35年7月までの標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

昭和34年8月1日から昭和35年8月2日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和34年8月1日から昭和39年2月1日まで

国の記録では、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和34年8月1日となっているが、請求期間も継続して同社に勤務しており、国の記録は間違っているので、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち昭和34年8月1日から昭和35年8月2日までの期間について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、請求者について、昭和35年10月の定時決定が確認できるところ、昭和35年当時の定時決定は、被保険者が毎年8月1日の時点で現に使用される事業所において行われていたことから、請求者は、昭和35年8月1日の時点では同社の厚生年金保険被保険者であったと考えられる。

また、A社の被保険者名簿によると、請求者は、昭和35年10月の定時決定が取り消されて、昭和34年8月1日に遡って被保険者資格を喪失している上、請求者のほかに二人の被保険者が、請求者と同様に昭和35年10月の定時決定の記録が取り消されて、昭和34年8月1日に遡って被保険者資格を喪失しており不自然である。

さらに、商業登記の記録によると、A社は、請求期間において法人の事業所であることが確認できる。また、当時の厚生年金保険法において、法人の事業所は、常時5人以上の従業員を使用する場合に厚生年金保険の適用事業所となるところ、前述の被保険者名簿によると、昭和35年10月の定時決定の記録が確認できるのは、請求者のほかに二人のみであるが、請求期間当時、同社に常時使用される従業員が5人未満に減少したとしても、同法の規定により同社の従業員が5人未満になった日において任意適用事業所の認可があったものとみなされることから、請求期間のうち少なくとも昭和34年8月1日から昭和35年8月2日までの期間について、同社は引き続き適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和34年8月1日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を社会保険事務所(当時)が行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものではないと認められることから、請求者の資格喪失年月日は、被保険者名簿における請求者の昭和35年10月の定時決定の記録から厚生

年金保険被保険者であったと推認できる同年8月1日の翌日である同年8月2日とし、昭和34年8月から昭和35年7月までの標準報酬月額については、昭和34年7月の厚生年金保険の記録から1万6,000円とすることが必要である。

- 2 請求期間のうち、昭和35年8月2日から昭和39年2月1日までの期間について、A社の被保険者名簿によると、請求者について、昭和35年10月に標準報酬月額が定時決定された以降は、標準報酬月額が改定又は決定された記録は見当たらない上、商業登記の記録において同社は既に解散しており、請求者に係る出勤簿、賃金台帳、給与明細書等の資料もないことから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、請求期間のうち昭和35年8月2日から昭和39年2月1日までの期間における請求者の厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち昭和35年8月2日から昭和39年2月1日までの期間について、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000211号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000165号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成5年12月1日から平成7年10月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成5年12月から平成7年9月までは、20万円を30万円とする。

平成5年12月から平成7年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における平成7年10月1日から平成8年2月21日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成7年10月から平成8年1月までは、20万円を30万円とする。

平成7年10月から平成8年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成7年10月から平成8年1月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年12月1日から平成8年2月21日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低い額となっているので、給与支給額に見合う記録に訂正してほしい。

なお、給与明細書及び源泉徴収票の事業所名はB社となっているが、同社はA社の関連会社であると思う。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成5年12月1日から平成7年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、同年10月9日付けで、平成5年12月1日に遡って20万円に減額処理されていることが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録によると、請求者のほか8人の厚生年金保険被保険者に係る標準報酬月額についても、平成7年10月9日付けで、平成5年12月1日に遡って減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された平成5年12月分から平成6年2月分まで及び同年6月分から平成7年8月分までの給与明細書並びに平成6年分及び平成7年分給与所得の源泉徴収票により、確認又は推認できる平成5年12月1日から平成7年10月1日までの期間に係る各月の給与支給額はいずれも30万4,000円であり、減額処理前の標準報酬月額(30万円)に見合う額であることが認められる。

さらに、請求期間当時、A社の事務担当者であったとする者は、経営不振で社会保険料の滞納があったようであり、社長と会計事務所が話をして、標準報酬月額を低い額に変更したと思う旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成7年10月9日付けで行われた減額処理は、事実在即したものとは考え難く、請求者について、平成5年12月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

以上のことから、請求者の平成5年12月から平成7年9月までの標準報酬月額については、事業主が当初、社会保険事務所（当時）に届け出た30万円に訂正することが妥当である。

- 2 請求期間のうち、平成7年10月1日から平成8年2月21日までの期間については、請求者から提出された平成8年1月分の給与明細書及び平成7年分給与所得の源泉徴収票により、請求者が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（20万円）を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の平成7年10月から平成8年1月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る平成7年10月から平成8年1月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主は死亡していることから照会を行うことができない上、請求期間当時の取締役等に照会を行ったが回答が得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000494号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2000034号

第1 結論

昭和63年*月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年*月から平成元年3月まで

私が二十歳となった昭和63年*月から平成元年4月1日に就職するまでの大学生であった期間について、国民年金の加入記録がない。

請求期間については、私自身が国民年金の加入手続及び保険料納付を行った記憶はなく、父が私の国民年金の加入手続を行い、当該期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたもので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者は、自身の父が昭和63年7月頃に請求者の国民年金の加入手続を行った旨主張しているところ、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が住所地の市区町村において払い出されることとなり、そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、請求者の記号番号は、請求期間より後の平成3年7月26日にA市において払い出されていることが確認できる。

また、オンライン記録を見ると、請求者は平成3年6月1日に国民年金被保険者資格を取得しており、請求者が所持する年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」欄に記載された日付と一致している上、同日前に国民年金の被保険者記録は見当たらないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求者及び請求者の父は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求期間当時、学生であったとする請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金に任意加入し、記号番号が払い出される必要があるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、日本年金機構において、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求期間にB県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求期間当時、請求者の国民年金の加入手続が行われた場合、加入手続後に、請求者の記号番号が記載された年金手帳が交付されることとなるが、請求者は、当該年金手帳について、父からは貰っていない旨陳述している。

また、請求者は、自身の国民年金に係る加入手続及び保険料の納付に係る記憶はない旨陳述しており、これらを行っていたとする請求者の父は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

このほか、請求者及び請求者の父が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000187号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000166号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和39年5月1日から同年2月1日に訂正し、同年2月から同年4月までの標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

昭和39年2月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和39年2月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和39年2月1日から同年5月1日まで

昭和38年4月1日からB社で勤務を開始し、同社が社名をA社に変更した後も昭和42年3月26日まで継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録並びにA社の元事業主及び複数の元同僚の回答等により、請求者が請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間後の昭和39年5月1日であるところ、同社の元事業主は、A社とB社は、昭和39年4月1日に合併したが、入札に必要な指名願を期限内(2月まで)に役所に提出するため、B社の請求者を含む全従業員を合併前の同年2月1日付けでA社に移籍させており、移籍後も全員が同社で継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた旨陳述している。

また、オンライン記録において、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和39年2月1日に同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、A社が厚生年金保険の適用事業所となった同年5月1日に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得している者が10人確認でき、このうち請求者を含む4人について、請求期間に雇用保険の記録が継続していることが確認できる上、前述の元事業主を含む複数の者が、B社からA社に移籍した人数は5人以上であった旨回答又は陳述していることから、請求期間において、同社は、当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

さらに、前述の元事業主は、移籍の前後で従業員の勤務地、業務内容及び勤務形態に変わりはなかった旨回答及び陳述している上、前述の照会に対して回答のあった者で、請求期間において請求者の業務内容及び雇用形態並びに事業所における厚生年金保険の取扱いに変更があったと回答した者はいない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和39年2月1日に訂正し、請求期間の標準報酬月額については、請求者の同社における同年5月の標準報酬月額の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は、当該保険料を納付したと回答する一方、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和39年5月1日とする届書を社会保険事務所（当時）に対し提出した旨陳述していることから、請求期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められ、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000231号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000167号

第1 結論

請求者のA社(後に、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和61年7月1日から同年6月21日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

昭和61年6月21日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和61年6月21日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和61年6月21日から同年7月1日まで
② 平成6年12月31日から平成7年1月1日まで

請求期間①はA社、請求期間②はC社において勤務又は在籍し、当該各期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、日本年金機構から送付されたねんきん定期便を見ると、当該各事業所における厚生年金保険の加入月数が、いずれも1か月少ない。

請求期間①及び②について、事業所から交付された給与の明細書等を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の記録、請求者から提出された給与の支給明細書及びA社における複数の元同僚の回答により、請求者は当該期間において、同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①の標準報酬月額については、前述の支給明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①当時の資料はなく、請求者の当該期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付については不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、請求者から提出された給与の明細書によると、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は平成7年3月1日に厚生年金保険の適用事

業所ではなくなっている上、請求期間②当時の事業主は既に死亡していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態について、事業所及び事業主に確認することができない。

また、雇用保険の記録によると、請求者の離職年月日は平成6年12月30日であり、当該離職年月日は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（退職日の翌日）と符合している。

さらに、オンライン記録において、請求期間②にC社における厚生年金保険被保険者記録を有する元同僚及び請求者と同日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した元同僚に照会をしたところ、回答のあった複数の元同僚が請求者を知っているとしているものの、いずれも請求者の退職年月日は不明と回答している上、ほかの元同僚からも、請求者が当該期間に同社における勤務又は在籍していたことをうかがわせる回答及び陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間②に係る勤務実態について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間②において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。